

在留期間の更新申請（入国管理法 第21条）
About Application for extension of period of stay
(Immigration Control Law Article 21)

For the spouse of Japanese National

申告場所 Where should I apply it?

■申告場所／管轄入国管理局 (Application place)

居住地を管轄する地方入国管理官署に申請を出します

※仕事の関係等で配偶者と異なる場所で生活している場合でも、外国人登録されている居住区での申請となります。

申請受付窓口一覧：<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kankatu.html>

Please apply in Immigration Bureau that manages the place where you live.

*The residence ground is an address that has been described to the alien registration certification (GAIKOKUJIN-TOUROKU-SHOUMEISHO).

Please return to your registration office when you are in the remote place.

■管轄入国管理局 (Jurisdiction Immigration Bureau) The jurisdiction office has divided into each prefecture as follows.

■札幌入国管理局 (SAPPORO OFFICE)

北海道 (HOKKAIDO)

■仙台入国管理局 (SENDAI OFFICE)

青森県 (AOMORI), 岩手県 (IWATE), 宮城県 (MIYAGI), 秋田県 (AKITA), 山形県 (YAMAGATA), 福島県 (FUKUSHIMA)

■東京入国管理局 (TOKYO OFFICE)

茨城県 (IBARAKI), 栃木県 (TOCHIGI), 群馬県 (GUNMA), 埼玉県 (SAITAMA), 千葉県 (CHIBA), 東京都 (TOKYO), 神奈川県 (KANAGAWA), 新潟県 (NIIGATA), 山梨県 (YAMANASHI), 長野県 (NAGANO)

■名古屋入国管理局 (NAGOYA OFFICE)

富山県 (TOYAMA), 石川県 (ISHIKAWA), 福井県 (FUKUI), 岐阜県 (GIFU), 静岡県 (SHIZUOKA), 愛知県 (AICHI), 三重県 (MIE)

■大阪入国管理局 (OSAKA OFFICE)

滋賀県 (SHIGA), 京都府 (KYOTO), 大阪府 (OSAKA), 兵庫県 (HYOGO), 奈良県 (NARA), 和歌山県 (WAKAYAMA)

■広島入国管理局 (HIROSHIMA OFFICE)

鳥取県 (TOTTORI), 島根県 (SHIMANE), 岡山県 (OKAYAMA), 広島県 (HIROSHIMA), 山口県 (YAMAGUCHI)

■高松入国管理局 (TAKAMARSU OFFICE)

徳島県 (TOKUSHIMA), 香川県 (KAGAWA), 愛媛県 (EHIME), 高知県 (KOCHI)

■福岡入国管理局 (FUKUOKA OFFICE)

福岡県 (FUKUOKA), 佐賀県 (SAGA), 長崎県 (NAGASAKI), 熊本県 (KUMAMOTO), 大分県 (OITA), 宮崎県 (MIYAZAKI), 鹿児島県 (KAGOSHIMA), 沖縄県 (OKINAWA)

申告時期 When should I apply?

■手続きに必要な期間 (Period necessary for procedure)

手続きには2週間から3ヶ月必要です (だそうです)。

※在留期限内に手続きを行わなければ、オーバーステイになります。期限後に申請に行っても捕まります。

※この手続き期間に関しては、法律で決まっている期間ではありません。入国管理局が独自に設定しているものです。

※申請後に在留期限を超えてしまった場合でも、申請がその後許可されればオーバーステイにはなりません。適法のもとに滞在できます。

※入国管理局側で手続きに3ヶ月かかって許可されない、在留期限後に書類不備等で再提出扱いとなった場合は、その時点でオーバーステイです。

It is necessary for the procedure for 3 months from 2 weeks.

*If you do not complete the procedure in the stay time limit, you become over stay.

■申請可能期間 (When can I apply?)

6ヶ月以上の在留資格を持っている場合は、在留期間満了の2ヶ月前から申請可能です。

※はやめに申請しましょう。

If you have the residence qualification for 6 months or more, You can apply for the renewal before two months of the expired date.

*Please apply ahead of time.

申請準備 What should I prepare?

■必要書類 [本人が申請する場合] (Required documentation)

1. 申請書 1 通
2. 配偶者（日本人）の戸籍謄本及び住民票の写し 各 1 通
3. 本人、配偶者または父母の職業及び収入に関する証明書 1 通 （納税証明書等）
4. 配偶者（日本人）による身元保証書 1 通
5. 旅券・外国人登録証明書

1. **Application for extension of period of stay * 1**
2. **Your Japanese husband's(Wife's) KOSEKI-TOUHON and JUUMINHYOU * Each 1**
3. **Your(or your husband's) occupation and certificate concerning income * 1**
4. **Letter of Guarantee by your Japanese husband(Wife) * 1**
5. **Your Alien registration certification (GAIKOKUJIN TOUROKU SHOUMEISHO) and PASSPORT**

■申請書類のダウンロード先 (Download of acquiring applications)

1. 在留期間更新許可申請書 (Application for extension of period of stay)
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-23.pdf> (PDF形式)
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-23.xls> (EXEL形式)
2. 身元保証書 (Letter of Guarantee)
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-25.pdf> (日本語版 PDF)
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-26.pdf> (English PDF)

■申請書類の記入例 (Example of filling in applications)

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/shinseisyo/pdf/02-1.pdf>

申請費用 How much should I pay?

■申請費用 (Application charge)

手数料： 4000円 (申請が許可された場合に支払います)

※収入印紙にて支払い

Application Charge : 4,000 Yen (If your application is permitted)

*It pays with the revenue stamp(SHUUNYUU INSHI).

■申請受付時間 (Time)

平日 午前9:00～12:00 / 午後1:00～4:00

(手続内容により曜日が指定されている場合があります)

MON-FRI : 9:00 a.m – 12:00 / 1:00p.m – 4:00p.m

■その他 (The others)

在留期間の延長が許可されたら、忘れずに市区町村で外国人登録証明書を更新してください。

If your application was permitted, please update your alien registration certification at your city hall.

在留期間の更新申請ガイドについて About this guide

■近年の背景と手引きの必要性 (Recent situation and necessity of procedure)

国際結婚を取り巻く環境においては、近年急速にその状況が変わっています。過去よりタレントとして興行ビザを取得して日本国内に入国していたフィリピン人においては、日本政府の排除政策により入国が困難になりました。日本に短期滞在をしてフィリピンに帰るといった流れが完全に変化してしまいました。

その結果、フィリピン人は日本人と婚姻関係を結ぶことによる長期滞在または定住という形をとるようになってきています。日本の人口に占めるフィリピン人の割合も増加の一途をたどっています。また日本での永住権を取得し、独自に家族を形成・家族を移住させるというフィリピン人も増えてきています。

hirokim house研究チームでは、イミテーション結婚を含めた日本人と同化しない形での社会生活を送っているフィリピン人や日本の制度や文化を知らずに生活している移住者への情報提供として、VISA延長に関するガイドを作成することにしました。

日本人の社会とは同化しない形をとっていても、日本の法律はあらゆる箇所に適用となります。そのため適切に手続きを行うことはこれからのフィリピン人にとって必要なこととなるでしょう。日本人の人口に占めるフィリピン人の比率が大きくなれば、様々な問題や事件も比例的に増えてくると予想できます。日本で生活する上での彼らへの脅威は入管や警察だけではありません。定住する以上は、税金制度・社会保障・保険制度など義務とされているものを遵守する必要性が生じます。それらを適切にこなすための情報は、日本社会と隔離されている状況では非常に難しいことのように思います。

今回、このガイドでは、日本人の配偶者資格の活動にて在留が認められているフィリピン人を対象とした情報だけを掲載しました。配偶者資格ですので、相手となる日本人がどこかには存在するわけです。したがって日本語での記載を多くし、読ませれば必要書類を準備してもらえるように配慮しています。もちろんフィリピン人本人が読んでも、手続きができるように英語を付記しました。

このガイドによって少しでも多くの方が問題を抱えずに日本での生活を送ることができれば幸いです。

2007年1月

hirokim house 調査・研究チーム

<http://www.hirokim.ph/>

【著作権について】

本著作物の著作権はhirokim houseに属します。無断での引用・転載・複製など著作権法に抵触する行為はおやめください。

Copyright hirokim house all rights reserved.

日本人の配偶者資格に関する判例及び出入国管理法 Judicial Precedent

■平成9.9.19 東京地裁判決 平7（行ウ）87号

「出入国管理及び難民認定法2条の2別表第2の在留資格『日本人の配偶者等』の意義」

「『日本人の配偶者等』の在留資格に該当するためには単に法律上有効な婚姻関係にあるだけでは足りず、日本人の配偶者等としての活動が必要であるが、同居・協力・扶助の関係までは必要ではなく、婚姻関係が既に回復し難いまでに破綻し形骸化しているとは認められない場合には、右在留資格に該当するといえることができる」

※「日本人女性と婚姻関係にある外国人につき、『日本人の配偶者等』の在留資格での在留期間更新を許可しない旨の法務大臣の処分がその裁量を逸脱濫用した違法なものとして取消された事例」

■出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

（在留期間の更新）第二十一条

本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

- 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。
- 4 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に新たな在留期間を記載させ、旅券を所持していないときは当該外国人に対し在留資格及び新たな在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留期間を記載させるものとする。この場合においては、前条第四項後段の規定を準用する。